様式第10号（第13条関係）

　　　　年度丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日

丸亀市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体

代表者職・氏名

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあった事業について、丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱第13条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　 　金　　　　　　円

　（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　 金　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した

　　消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　 円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　金 　　　 　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

・事業実施主体が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・事業実施主体が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料